

今回の協議において 確認された事項

協議第六号 合併の期日について

合併の期日を平成十七年二月
十一日とする。

合併の期日を平成十七年二月
十一日とする。

協議第八号 財産及び債務の取扱いについて（基金等）

(一) 有価証券・出資権利については、新市に引き継ぐものとする。

(二) 国民健康保険関係基金以外の基金については、平成十四年度決算後の標準財政規模のそれぞれ十五%を持ち寄るものとする。

(三) 債務については、新市に引き継ぐものとする。

協議第九号 補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等を配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図り次のとおり取り扱うものとする。

(一) 3町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の団体に対する補助金、交付金等は、団体の理解と協力を得て統合等の調整を行う。

(二) 3町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の事業に対する補助金、交付金等は、制度の統一化に向けて調整を行う。

(三) 町村独自で実施している団体及び事業に対する補助金、交付金等は、制度の経緯、実情を踏まえ新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を行う。

(四) 各町村で実施している団体

及び事業に対する補助金、交付金等で合併までに廃止できるものについては、廃止の方へ調整を行う。

協議第十一号 国民健康保険の取扱いについて

(一) 国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率について

は、合併時に統一する。

なお、具体的には平成十七

年度から3方式（所得割・均等割・平等割）の採用及び税率の統一を行い、平成十六年度までは旧町村の税率による。

(二) 財政調整基金については、新市の国保会計の安定した運営を図るため、医療費の動向や法改正を考慮し、保険給付費の十五%に相当する額と定め持ち寄る。

(三) 国保税の納付については、合併後の納期は十回とし、納税奨励金については町税の取扱いを行なう。

(四) 各町村で実施している団体

及び事業に対する補助金、交付金等で合併までに廃止できるものについては現行のとおりとし、滞納者の被保険者証の取扱いや、税の減免規則等については合併時に統一する。

なお、国保税確保のため収納対策に積極的に取り組み、収納率の向上を図る。

(四) 国保の給付内容については現行のとおりとする。ただし、国民健康保険法に改正があれば、それに準じる。

(五) 高額療養費貸付については、窓口を社会福祉協議会に統一し、貸付限度額等については阿蘇町の例による。

(六) 合併後の国保運営協議会のそれを代表する委員の数は三名とし、原則として旧町村よりそれぞれ一名ずつ選出する。

(七) 鍼灸等の交付については、阿蘇町の規則を基本として統